

介護老人保健施設 平成ドリーム館
指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション
事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人平成会が開設する、介護老人保健施設 平成ドリーム館（以下、「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション等」という。）の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、事業所は自らその質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画（以下、「訪問リハビリテーション計画等」という。）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
- (4) 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。
- (5) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設 平成ドリーム館

（2）所在地 熊本県荒尾市水野 1556 番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

管理者 （常勤1人）

作業療法士 （常勤1人）

作業療法士は、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

（2）営業時間 午前の部 午前9時から12時30分までとする。

（3）電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問リハビリテーション等の内容及び利用料その他の費用の額）

第7条 事業所が行う訪問リハビリテーション等の内容は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護者等の居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行う、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーションとする。

2 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙のとおり厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合証に記載の割合を乗じた額とする。

3 法定代理受領サービス以外の訪問リハビリテーション等を提供した場合は、前項の法定代理受領サービスの単価に単位単価を乗じた額とする。

4 次条の通常事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を超えて片道1kmにつき10円を徴収する。

5 第2項から第5項までの費用の支払いを受ける場合には、要介護者等又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、荒尾市、長洲町、玉名市、大牟田市の区域とする。

（虐待防止に関する事項）

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（ハラスメント防止に関する事項）

第10条 職員間及び利用者、利用者家族、取引業者、関係機関の職員間との間において、ハラスメントが発生しないよう、以下の取り組みを行う。

- 1 円滑に日常業務が実施できるよう、日頃から正常な意思疎通に留意する。
- 2 ハラスメント防止のために年に1回以上、ハラスメント研修を行う。
- 3 ハラスメントの相談等の取り扱いについては以下のとおりとする。
 - (1) ハラスメントの相談者が不利益を被らないよう、十分配慮する。
 - (2) ハラスメントを行ったと指摘された側については、弁明の機会を十分に保証する。
 - (3) ハラスメントの判断や対応は、幹部会で検討を行う。

（業務継続計画の策定）

第11条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問リハビテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（衛生管理）

第12条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（感染症発生の予防と蔓延防止等）

第13条 事業所は事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。
- (2) 事業所における感染症予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(身体の拘束等)

第14条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。

(緊急時等における対応方法)

第15条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 従事者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年1回
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、この事業所の運営に関する重要事項は、医療法人平成会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(記録)

第17条 本事業所は、利用者の（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 本事業所は、利用者が前項の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じ

ます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

附 則

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。